

岩手県市町村総合事務組合条例第1号（令和3年2月16日公布）

岩手県市町村総合事務組合負担金等条例の一部を改正する条例

岩手県市町村総合事務組合負担金等条例（平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>（一般負担金）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項以外の一般負担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 常勤の職員の退職手当の支給に要する経費及び事務費用 毎月、職員の給料の月額総額に<u>1,000分の187</u>を乗じて得た額に相当する額</p> <p>（共同処理事務の脱退に係る<u>精算金</u>）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（一般負担金）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項以外の一般負担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 常勤の職員の退職手当の支給に要する経費及び事務費用 毎月、職員の給料の月額総額に<u>1,000分の160</u>を乗じて得た額に相当する額</p> <p>（共同処理事務の脱退に係る<u>清算金</u>）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項第4号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第2項第4号の規定の適用については、同号中「1,000分の160」とあるのは、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間においては「1,000分の180」と、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間においては「1,000分の170」とする。